

令和 7年 (2025年) 10月 9日

姫路市長様

姫路市子ども・子育て会議
放課後児童健全育成事業分科会
会長 秋川陽一

放課後児童クラブ利用者負担金等の見直しに関する意見について

姫路市の放課後児童クラブでは、利用者の増加に伴う供給体制の確保に努めていますが、人件費や物価の高騰が続いている、運営に係る財政負担等が課題となっています。

本分科会では、利用者負担金等の見直しに係る姫路市からの提案に基づき、令和7年8月から2回にわたって会議を開催し、本市の放課後児童健全育成事業の現状を踏まえ、放課後児童クラブの利用者負担金等の今後のあり方について、様々な点から調査審議を行いました。

については、調査審議の結果を踏まえ、放課後児童クラブ利用者負担金等の見直しに関する意見を次のように取りまとめましたので、報告します。

I 利用者負担金等の見直しに係る姫路市からの提案説明について

(1) 負担金見直しの必要性について

ア 人件費及び物件費の高騰

人件費は、令和7年度兵庫県最低賃金額が対前年度比で5.7%の伸び率となるなど、前年度に引き続いて上昇傾向が続いている、令和8年度以降も、この傾向が引き続き継続するものと予想される。

また、物件費についても、令和7年度の物価指数の上昇予測が対前年比2.2%増、令和8年度の予測が1.6%増と見込まれるなど、クラブの運営に必要となる教材費や光熱費、施設維持費など、様々な分野で支出の増加が見込まれる。

一方で、本市の利用者負担金については、令和2年度に月額1,000円の増額見直し等を行ってからは、金額は据え置かれているため、公費負担が年々増している状況となっている。

イ 利用者負担割合の低下

国は、運営費の50%を利用者が負担することが望ましいと示しているところ、本市の令和6年度決算における利用者の負担割合は33.5%であった。また、令和7年度から令和11年度までの5年間における利用者の負担割合の平均値も29.6%と予測されるなど、いずれも国の目安を大きく下回る状況となっている。

ウ 負担金見直しの必要性について

人件費及び物件費の高騰が見込まれる中でも、支援員等を確保し、また、児童の生活に必要な備品等の充実を図ることその他の諸課題に対応するためには、運営費を確保する必要がある。また、利用者の応益負担の観点からも、負担金等の見直しを行うことが必要と考えられる。

(2) 負担金見直しの具体的な内容について

国の示す利用者負担割合に鑑みると、利用者の負担割合を運営費の50%程度にまで引き上

げることが必要と考えられるが、この割合に達するまで利用者の負担金額を見直す場合、利用者負担金の月額が現在の負担水準の85%増となるなど、利用者の負担が著しく大きくなる。

そこで、利用者の負担割合の改善効果と負担金額の改定のバランスを考慮し、負担割合を40%程度とすることを目途に負担金のシミュレーションを行った結果、次のとおりとすることが最も適当と判断した。

改定後の負担金月額

9,000円（8月の負担金額12,000円）※いずれも+2,000円

利用者の負担（月額ベース）28.6%増

※ R7～R11の利用者負担割合（平均値）35.9%

ただし、この改定においても、利用者の負担が28.6%増となり、昨今の物価上昇等の経済情勢を考慮すると慎重な配慮が必要であることから、負担の急激な増加を緩和するために、次のとおり、段階的な料金改定を行うものとする。

（激変緩和のための経過措置）

改定後の負担金月額

令和8年度 8,000円（8月の負担金額11,000円）※いずれも+1,000円

利用者の負担（月額ベース）14.3%増

令和9年度以降 9,000円（8月の負担金額12,000円）※いずれも令和8年度+1,000円

利用者の負担（月額ベース）12.5%増

※ R7～R11の利用者負担割合（平均値）35.1%

なお、この場合においても、令和11年度には負担割合が31.9%まで下がることが見込まれるため、定期的な負担割合の見直しは必要となる。

（3）今後の継続的な負担の見直しについて

放課後児童クラブの運営費は、人件費や物価の変動その他の経済状況や、利用児童数の変化などに大きく影響されるため、将来に向けての不確定要素が多いことから、安定した経営の持続のためには、定期的な負担金の見直しが必要である。

そこで、新たな「子ども・子育て支援事業計画（第4期）」に合わせて令和10年度に今回の改定の影響を検証し、令和11年度に見直しを実施する。また、以後も同計画の見直しに合わせ、定期的に見直しを行っていく。

（4）負担金以外に利用者が負担する金額の見直しについて

負担金以外に利用者が負担するものとしては、①時間延長に係る利用者負担金、②間食費（おやつ代）及び③傷害保険料がある。

このうち、①時間延長に係る利用者負担金については、今回の負担金等見直しの趣旨が「安定的な財源の確保及び利用者の応益負担の是正」にあることに鑑み、時間延長に係る利用状況が利用者全体の2割程度に過ぎないことから、今回の見直しの対象外とする。

続いて、②間食費については、クラブ運営を令和8年度から順次民間へ移行する予定であり、おやつ・昼食の提供については、事業者からの提案を求めつつ検討を進めていくこと、及び昨年に支援員等を対象に実施したアンケート結果では、現行の金額でもおやつ提供に支障がないとの回答が最も多かったことに鑑み、今回の見直しの対象外とする。

最後に、③傷害保険料については、令和6年度に見直しを行い、令和7年度から年額500円（従前の800円から300円減額）としたため、今回の見直しの対象外とする。

(5) 負担金の減免の見直しについて

今後も安定的に事業を継続するために利用者負担金の見直しを行うことに合わせて、より適切に利用者に応益負担を求める観点から、利用者負担金の減免対象についても見直しを行う必要がある。

具体的には、現行の制度では、生活保護世帯及び就学支援の認定世帯を対象に、利用者負担金を全額免除としているが、就学支援を受けている世帯のうち市民税課税世帯は一定程度の資力があると考えられることから、応益負担のため、利用者負担金の全額負担を求めることがある。

なお、激変緩和の観点から、令和7年度中において就学援助を理由に減免を受けている児童が、令和8年度も引き続き就学援助の対象となる場合、令和8年度の利用者負担金に限り、負担金の半額を免除する。（令和7年度は全額免除、令和8年度は半額免除（負担月額4,000円、8月は5,500円）、令和9年度は減免なし。）

(6) まとめ

令和8年度以降の利用者負担金を、次のように見直す。

年度	負担金月額		就学支援認定世帯 ※1 () 内は、8月の月額
	(8月以外)	(8月)	
令和8年度	8,000円	11,000円	4,000円（5,500円）
令和9年度～	9,000円	12,000円	9,000円（12,000円）

※1 令和8年度に減免対象となるのは、令和7年度から継続して減免対象である場合に限る。

※2 他の減免制度（生活保護世帯及び8月の2人目以降の利用）については、変更なし。

2 分科会としての意見について

姫路市の説明する状況や認識に誤りはないと考えられることから、次の意見を付した上で、適当と認める。

（意見）

- ・急激な負担増は利用者に大きな影響を及ぼすため、段階的な値上げを行うことは評価できるが、引き続き利用者への丁寧な説明を徹底すること。
- ・利用者負担金の改定に際しては、支援員体制強化など具体的な改善内容や利用者メリットを明確に示し、単なる値上げとの印象を与えないよう努めること。
- ・今後、運営費負担のあり方や無償化の可能性についても、国の動向や他自治体の状況を注視しつつ、引き続き柔軟に検討を進めること。
- ・市民税非課税世帯への全額減免措置は、他自治体の状況や社会的配慮の観点からも適当であると認める。
- ・就学援助認定世帯への減免措置廃止については妥当であるが、就学援助自体の支援継続や制度の違いについて利用者への周知徹底を求める。

(理由)

人件費や物価の高騰に伴い財政負担が増加している中、支援員の待遇改善や支援の質向上を図るために一定の負担金改定が必要である。また、就学援助は学校に通うための制度であり、学童保育とは本質的に関係が薄いことや国の所管も異なることから、学童保育に減免制度として就学援助認定を組み入れるのは不自然であり、今回の減免制度の見直しは妥当である。さらに、負担金や減免制度の自治体間比較等の調査結果を踏まえても、市の提案は合理的であり、利用者に対する周知や説明を徹底することで納得が得られると考えるため。